平成２３年（フ）第２６２号
愛媛県松山市浅海原甲904番地２
債務者　西濱　哲也
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２７０号
愛媛県松山市山越６丁目２番14号　郵政局山越宿舎Ｂ―23号
債務者　八束　伸司
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第３１号
愛媛県今治市本町６丁目２番２号　愛和住宅、旧住所千葉県流山市大字平方250番地の157
債務者　渡邊　千浪
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第３２号
愛媛県今治市黄金町２丁目５番地６　箱助山里ハイツ306号室、住民票上の住所愛媛県今治市室屋町６丁目４番15号　井上第２マンション103号
債務者　松島かなみ
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第３５号
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城5718番地７
債務者　埜下　誠一
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第２８８号
高知市塚ノ原87番地５
債務者　近森　絵理
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８７号
福岡県嘉麻市平950番地33
債務者　坂川　京子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第３０号
福岡県八女市鵜池231番地４
債務者　清水　　隆
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第３１号
福岡県八女市鵜池231番地４
債務者　清水　定代
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第４３１号
北九州市八幡西区永犬丸南町５丁目４番５号
債務者　髙木眞優美
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４８３号
北九州市小倉南区上吉田３丁目23番７―302号
債務者　磯　　眞也
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９７号
大分県別府市大字鶴見2372番地
債務者　佐藤　徳治
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１９８号
大分市大手町２丁目３番31号　関ビル301
債務者　前野　啓三
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２０５号
大分県由布市挾間町谷322番地
債務者　友清　　隆
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２１６号
大分市大字永興86番地の９　レオネクストアビーズベル210
債務者　中村　義孝
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２１９号
大分市大字三芳134番地の１　パークサイドＫＡＩ743
債務者　岩田　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２３８号
大分市南春日町４番40号　しらゆりハイツ202
債務者　香月　幸子（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係